

ID: 1883

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	歩行者利便増進計画の認定		
法令名 根拠条項	道路法 第48条の26第1項		
法令番号	昭和27年法律第180号		
【根拠条文】 (歩行者利便増進計画の認定) 第48条の26 道路管理者は、前条第6項の規定により通知した占用予定者が提出した歩行者利便増進計画について、道路の場所を指定して、当該歩行者利便増進計画が適当である旨の認定をするものとする。 2 道路管理者は、前項の認定をしたときは、当該認定をした日及び認定の有効期間並びに同項の規定により指定した道路の場所を公示しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和2年10月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日